

【介護サービス事業者集団説明会】

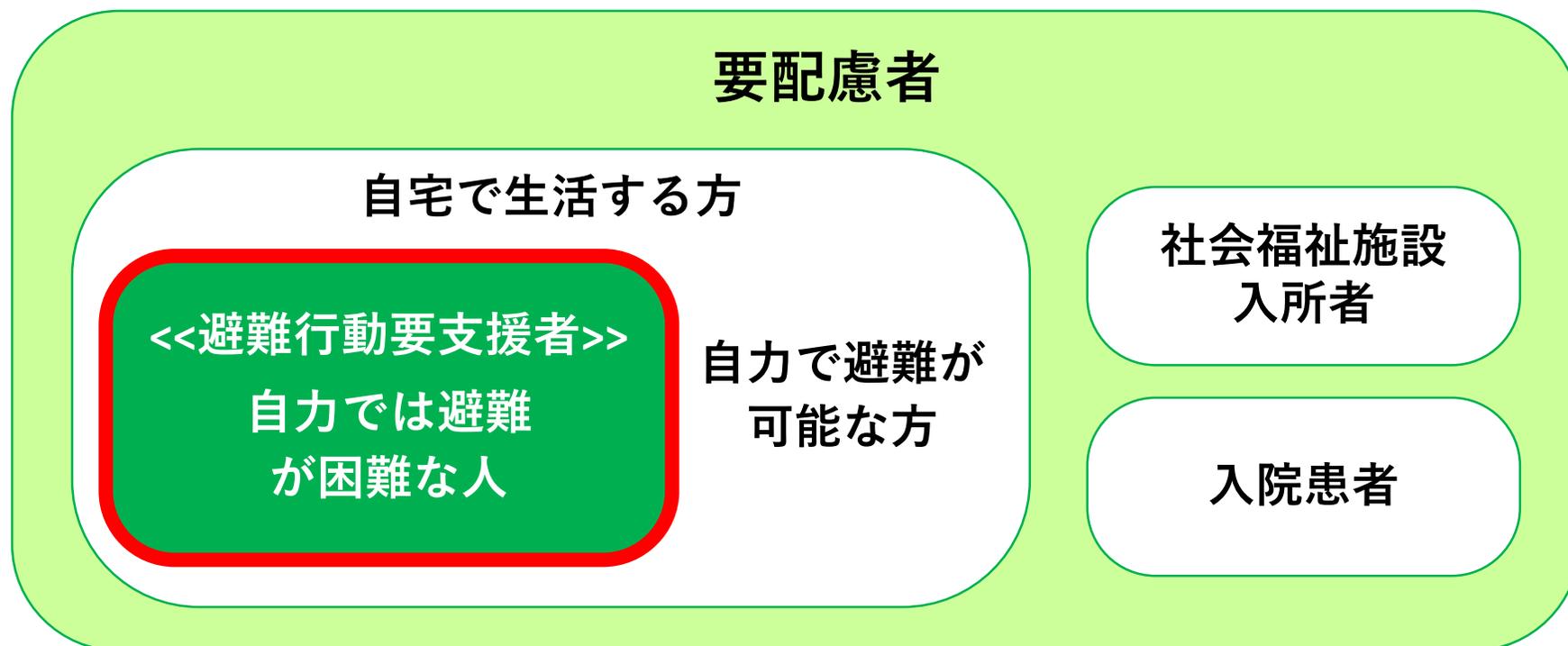
災害時の 避難行動要支援者対策について

栃木県保健福祉課



避難行動要支援者とは

要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援が必要な方



避難行動要支援者の例

※お住まいの市町の地域防災計画で規定されています。

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方

- 要介護認定3～5を受けている者
- 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者
- 療育手帳Aを所持する知的障害者
- 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者

その他、障害福祉サービスを受けている難病患者や、独居の高齢者など

災害対策基本法により 「避難行動要支援者名簿」の作成が
市町に義務づけられています。

自ら避難することが困難な方への支援イメージ

避難行動要支援者



※自ら避難することが困難な方

(社会福祉施設入所者や長期入院患者などの方は施設管理者の対応となります。)

5

平時

日常の声掛け等の見守り・避難訓練の実施 など



支援者（避難支援等関係者）



※民生委員・自主防災組織
消防機関 など
(市町により異なります。)

6

災害時

・避難連絡、避難誘導に関する支援
・安否確認、救助活動などへの活用



4

同意した方の
名簿情報の提供

2

名簿情報を平時から支援者に提供して
よいか確認

3
同意

市町村

地方自治体



1

避難行動要支援者
名簿の作成



制度の運用方法については市町によって異なります。
避難行動要支援者名簿に登録されているかどうかや支援内容については、お住まいの市町にお問い合わせください。

避難行動要支援者名簿を支援者へ提出することに「同意」すると避難の支援を受けやすくなります！

個別避難計画とは？

- 避難行動要支援者ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画

- 災害時に避難支援を行う者
- 避難支援の方法や避難場所・経路
- 避難支援を行うに当たっての留意点
- 本人が不在で連絡が取れない時の対応 など

- 災害時の避難支援等を実効性のあるものとする

災害対策基本法により 個別避難計画の作成が市町の努力義務となっています。

あなたの周りに避難支援を必要とする方はいませんか？

避難行動要支援者の支援に御協力をお願いします！

避難行動要支援者本人・家族に対して

- 避難行動要支援者の支援制度について周知
- 災害への備え、避難を支援してくれる人がいるか確認
- 避難行動要支援者名簿の情報を支援者に提出することへの同意を促す

 **避難行動要支援者名簿を支援者へ提出することに「同意」**

すると避難の支援を受けやすくなります！

【詳しく知りたい方】

- ・とちぎ県政出前講座「災害時の避難行動要支援者対策について」
出前講座を実施しております。

【参考資料】

- ・避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府HP）

【問合せ先】

- ・栃木県保健福祉課地域保健担当 028-623-3103

